

化学物質は、届出対象の工場や事業場のみから排出されるだけではなく、届出の対象とならない事業所や、家庭での日常生活、自動車の走行などによっても排出されており、国では、これらの排出量を分野別に推計しています。

1 排出量の分野別割合

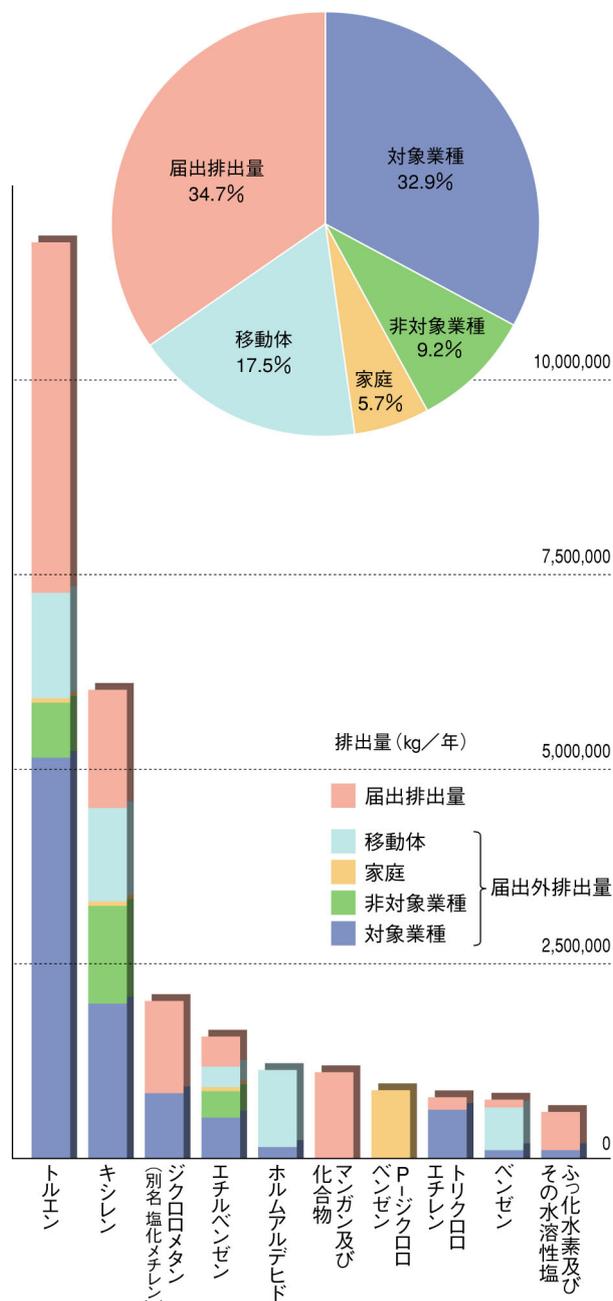
事業所からの届出排出量と届出外の排出量をあわせた、兵庫県内の平成14年度の化学物質の総排出量は、32,932トンであり、このうち、届出対象事業所からの排出量が34.7%を占めています。

届出外の排出量では、対象業種の届出外排出量が全体の32.9%、ついで移動体(自動車)の排出量が17.5%、非対象業種の事業所9.2%、家庭5.7%となっています。

2 排出量の多い物質

物質別に届出排出量と届出外の合計排出量については、溶剤や合成原料として用いられる他、自動車の排ガス、接着剤、塗料などに含まれる物質であるトルエンや、キシレンが最も多く、ついで金属洗浄に用いられる塩化メチレンの排出量が多くなっています。

マンガン及びその化合物では事業者からの届出排出が、衣類防虫剤が主な発生源となるp-ジクロロベンゼンは家庭からの排出が、ホルムアルデヒドやベンゼンは移動体(自動車)からの排出がそれぞれほとんどを占めています。



1. いろいろな集計結果を見るには

PRTR法に基づき、だれでもPRTRデータを手に入れるようになったことで、国をはじめ各都道府県や企業、NGO・NPOなどがそれぞれ異なる関心や視点にたってデータの集計などを行い、ホームページで公表しています。

兵庫県環境局のホームページ (<http://www.pref.hyogo.jp/JPN/apr/index.html>) の「PRTR関係情報のページ」からもリンクしていますのでご参照ください。

2. 個別事業所のデータを手に入れるには

国による集計結果の公表日以降であれば、誰でも個別の事業所が届け出た排出量等のデータについて、国に対して開示請求をすることができます。請求先は環境省、経済産業省、及び、事業者の営業活動を管轄する省庁です。それぞれの省庁では、開示請求を受け付けるPRTR開示窓口が設置されています。